

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員告示1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成24年1月26日

秋田県後期高齢者医療広域連合代表監査委員 柴田 暹

平成 2 3 年度 定期 監査 報告書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

平成 2 4 年 1 月 2 6 日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 柴田 暹

1 監査の対象

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

2 監査した期日

平成 2 3 年 1 2 月 2 1 日（水）

3 監査の範囲

平成 2 3 年度における財務に関する事務の執行（平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日現在）

4 監査の方法

平成 2 3 年度定期監査資料及び事務局の説明を基に、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

5 監査項目

予算の執行、収入事務、起債及び一時借入金、支出事務、契約事務及び財産管理事務

6 監査の結果

財務に関する事務の執行について、関係書類等を監査した結果、歳入歳出予算の執行、会計事務の処理について適正と認められた。

事務の執行については、例月出納検査等でも確認しているが、良好に執行されている状況であり、今後もこの水準を維持されるようお願いしたい。